

# 一般社団法人まちづくり篠路 会費規定

令和6年6月26日 社員総会決議

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人まちづくり篠路（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の会費年額は、「別表」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事の過半数の決定により相当の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(会費の納期)

第3条 会費の納入は年1回とし、請求後3カ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、金融機関を利用しての振込みによるものとする。ただし、会員が希望した場合には、会員が指定する金融機関の口座から会費年額を自動引落としにより納入することができるものとする。

(その他)

第4条 この規定に定めない事項については、理事の過半数の決定をもって取り扱うものとする。

附則

1 この規定は、社員総会で決議があった日から施行する。ただし、個人の一般会員の会費の適用は令和7年4月1日から始まる事業年度からとする。

別表（第2条関係）

種 別	個 人	法 人
正 会 員	一口 10,000 円（一口以上）	一口 20,000 円（一口以上）
一般会員	一口 1,000 円（一口以上）	一口 10,000 円（一口以上）